

研究代表者	所 属 権利擁護システム研究所 所長 氏 名 新 村 繁 文
研究課題	包括的な権利擁護システムの確立に向けた人材養成プログラムの開発とネットワーク形成に関する実践的研究
成果の概要	<p>このところ数年間、いわゆる「社会的弱者」の権利擁護システムの研究および支援者養成プログラムの研究開発および実践を行ってきたが、本年度前期においても、昨年度に引き続いて、権利擁護システム研究所公開講座「福祉的支援を要する人の権利擁護とその方法」を実施した。この講座は、学内的には、新しいカリキュラムで導入されたアクティブ科目（学際科目）と大学院の特殊講義としても開講したものである。したがって、受講生には、「公開講座」として専門職を含む社会人、学類および大学院向けのそれぞれの科目として、学類生と大学院生の双方を含み、そのことによって、専門職を含む社会人受講者から、学類生・院生は大いなる刺激と、社会において現に生起する具体的なケースについての学びを同時に受けることが可能になった。逆に、社会人にとっては、専門職を含む多彩な講師陣から、自己のスキルアップに直接つながる知見を教授されることになるとともに、学類生や院生との率直な交流から、新鮮な刺激を受けることもできた。こうして、この講座を通じた権利擁護の支援者養成プログラムは、人材養成プログラムとしては、きわめて実験的な実践と成果を上げているといえることができる。</p> <p>講座の締めくくりとして従来も実施してきた「権利擁護先進地視察」（権利擁護ネットワークないし権利擁護実践において、先進的な取り組みをしている地域・団体・機関等への視察ないしインタビュー）を、9月になって実施した。本年度は、「仙台市成年後見総合センター」に行き、参加した13名の受講生と、同センターにおける市民後見人養成のあり方や法人としての後見監督、法人後見等についての考え方・実践を学んだ。</p> <p>なお、本年度の講座は、3.11大震災の影響をまともに受け、5月以降に開講時期がずれ込み、申込み手続や連絡等に苦労したが、それでも、社会人14名、学生・院生11名が受講を申し込んだ。申込期間が変則的になり、その連絡にも不手際や不十分なところがあったにもかかわらず多くの受講生を得たことは、こうした分野での（社会的）ニーズが依然としてあるということの証左であり、そのことを確認できたことも成果のひとつといえよう。</p> <p>また、本年度においては、「福祉的支援を要する人」として、社会のもっとも底辺に追いやられている路上生活者や受刑者・刑余者を対象として、そうした人への「再社会化支援」「自立生活支援」のあり方、およびネットワークの形態等の研究にも着手した。そして、手始めに、刑余者の地域での自立生活支援のパイオニアである「長崎県地域生活定着支援センター」と路上生活者の自立生活支援のきわめて実践的な団体である「北九州ホームレス支援機構」（NPO 法人）に聞き取り調査に行った。</p> <p>「地域生活定着支援センター」は、刑務所を出所した刑余者のうち、本来なら福祉の対象になるはずの「高齢累犯者」「累犯障がい者」を対象として、地域での安定的な自立生活を営めるように支援することを目的として、2009年から厚労省が都道府県ごとに設置するように事業化したものであり、長崎県のセンターは、全国的にみても文字通りパイオニアとして指導的な実践をしている。このセンターの成り立ちには、大別して、NPO 法人などの純粋に民間の法人が受託する場合と、社会福祉協議会や社会福祉事業団などの、やや公的な機関が受託する場合とがあり、長崎県のセンターは、前者の代表例になる。そうした組織的な面での考え方を聞き取ることができたことも、今回のインタビューの特徴的な成果であった。</p> <p>また、「北九州ホームレス支援機構」のインタビューもきわめて刺激的であった。ここでは、すでに北九州市の事業委託を受けて「ホームレス自立支援センター北九州」を運営しており、北九州市におけるホームレスの「再社会化」に大きく貢献している。モットーで</p>

成果の概要	<p>ある「トータルサポート」「伴奏的支援者」という言葉に象徴されるように、関わりを持った対象者は、見放すことなく支援することを徹底することで、対象者との絆をつなぎ、信頼関係を醸成していくということであった。その揺るぎない信念、それを支える確固たるシステム、組織内での人材養成のあり方等々、学ぶべき点の多いインタビューであった。</p> <p>こうした面での調査・研究は、今後より発展的に継続していく所存である。</p>
-------	--